

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1に掲げる事務並びに別表第2に掲げる事務及び特定個人情報情報を定める規則をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第33号

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1に掲げる事務並びに別表第2に掲げる事務及び特定個人情報情報を定める規則

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表に掲げる事務を定める規則（令和6年名古屋市規則第98号）の全部を改正する。

（条例別表第1に規定する規則で定める事務）

第1条 名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和5年名古屋市条例第46号。以下「条例」という。）別表第1の1の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市敬老パス条例（平成16年名古屋市条例第37号）第4条第1項の規定による敬老パスの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の2の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市高齢

者日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市ひとり暮らし高齢者緊急通報事業実施要綱による緊急通報事業の適用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市ひとり暮らし高齢者緊急通報事業実施要綱による現況調査に関する事務

第4条 条例別表第1の4の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市高齢者福祉電話貸与事業実施要綱による福祉電話の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市高齢者福祉電話貸与事業実施要綱による現況調査に関する事務

第5条 条例別表第1の5の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市外国人高齢者給付金支給要綱による外国人高齢者給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市外国人高齢者給付金支給要綱による現況届の受理、その現況届に係る事実についての審査又はその現況届に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1の6の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市家族介護慰労金支給要綱による家族介護慰労金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第7条 条例別表第1の7の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市在宅要介護高齢者等寝具貸与事業実施要綱による寝具の貸与の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務とする。

第8条 条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務は、社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の9の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成事業実施要綱による居住費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の10の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則（昭和45年愛知県規則第29号）第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則第9条の規定による所得状況等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則第11条の2の規定による障害種別の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第11条 条例別表第1の11の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則（令和3年名古屋市規則第49号）第5条第1項の規定による福祉特別乗車券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第12条 条例別表第1の12の項に規定する規則で定める事務は、重度障害者（児）給付金支給要綱による重度障害者（児）給付金の受給資格の確認に関する事務とする。

第13条 条例別表第1の13の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市重度障害者特殊寝台貸与事業実施要綱による特殊寝台の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応

答に関する事務

(2) 名古屋市重度障害者特殊寝台貸与事業実施要綱による現況調査に関する事務

第14条 条例別表第1の14の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市身体障害者自動車改造補助金支給要綱による身体障害者自動車改造補助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第15条 条例別表第1の15の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 名古屋市重度身体障害者緊急通報事業実施要綱による緊急通報事業の適用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 名古屋市重度身体障害者緊急通報事業実施要綱による現況調査に関する事務

第16条 条例別表第1の16の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市身体障害者自動車運転免許取得補助金支給要綱による身体障害者自動車運転免許取得補助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第17条 条例別表第1の17の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 名古屋市身体障害者福祉電話・福祉ファックス貸与事業実施要綱による福祉電話又は福祉ファックスの貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 名古屋市身体障害者福祉電話・福祉ファックス貸与事業実施要綱による現況調査に関する事務

第18条 条例別表第1の18の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 外国人障害者給付金支給要綱による外国人障害者給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 外国人障害者給付金支給要綱による所得状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 外国人障害者給付金支給要綱による現況届の受理、その現況届に係る事実についての審査又はその現況届に対する応答に関する事務
- (4) 外国人障害者給付金支給要綱による受給資格の変更若しくは喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第19条 条例別表第1の19の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱によるタクシーの利用券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第20条 条例別表第1の20の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市重度障害者移動入浴事業実施要綱による移動入浴サービスの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第21条 条例別表第1の21の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市重度障害者寝具貸与事業実施要綱による寝具の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市重度障害者寝具貸与事業実施要綱による現況調査に関する事務

第22条 条例別表第1の22の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市障害者住宅改造補助金支給要綱による障害者住宅改造補助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第23条 条例別表第1の23の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市重度障害者（児）日常生活用具給付要綱による日常生活用具の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第24条 条例別表第1の24の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市在宅

人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業実施要綱による非常用電源装置の購入費の補助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第25条 条例別表第1の25の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による特別障害者手当若しくは障害児福祉手当の受給資格及び支給額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による障害児福祉手当、特別障害者手当又は経過的福祉手当（以下この条及び第72条において「手当」という。）の受給者に係る所得状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による手当の受給者の公的年金等の受給状況に係る現況届の受理、その現況届に係る事実についての審査又はその現況届に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による障害児福祉手当又は経過的福祉手当の受給者の身体の状態に係る現況届の受理、その現況届に係る事実についての審査又はその現況届に対する応答に関する事務
- (5) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による手当の種別の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第26条 条例別表第1の26の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市心身障害者扶養共済事業条例（昭和45年名古屋市条例第50号）第7条の規定による掛金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第27条 条例別表第1の27の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則における障害福祉サービスの支給決定等に関する取扱要綱による障害者介護給付費等利用者負担軽減加算の支給の申請の受理、その申請に

係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (2) 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則における障害福祉サービスの支給決定等に関する取扱要綱による障害者介護給付費等利用者負担軽減加算の支給決定内容の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第28条 条例別表第1の28の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市移動支援事業実施要綱による移動支援給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市移動支援事業実施要綱による移動支援給付費の支給量又は利用者負担上限月額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第29条 条例別表第1の29の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱による地域活動支援給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱による地域活動支援給付費の支給量又は利用者負担上限月額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第30条 条例別表第1の30の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市重度障害者等就労支援事業実施要綱による就労支援給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市重度障害者等就労支援事業実施要綱による就労支援給付費の支給量又は利用者負担上限月額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第31条 条例別表第1の31の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市障害者医療費助成条例（昭和48年名古屋市条例第19号）第4条第1項の規定による医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市障害者医療費助成条例第5条の規定による医療費の助成に係る額の算定に関する事務
- (3) 名古屋市障害者医療費助成条例第6条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）第7条第1項の規定による医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則第8条第2項の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第32条 条例別表第1の32の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年名古屋市条例第43号）第4条第1項の規定による医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の規定による医療費の助成に係る額の算定に関する事務
- (3) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第102号）第10条第1項の規定による医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則第11条第2項の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は

その申請に対する応答に関する事務

第33条 条例別表第1の33の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市子ども医療費助成条例（昭和47年名古屋市条例第73号）第5条第1項の規定による医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市子ども医療費助成条例第6条の規定による医療費の助成に係る額の算定に関する事務
- (3) 名古屋市子ども医療費助成条例第7条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第131号）第8条第1項の規定による医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則第9条第2項の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第34条 条例別表第1の34の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市福祉給付金支給要綱による受給資格の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金の支給に係る額の算定に関する事務
- (3) 名古屋市福祉給付金支給要綱による変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の交付を受けている者からの福祉給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第35条 条例別表第1の35の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市産前・産後ヘルプ事業実施要綱による家庭生活支援員の派遣の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務とする。

第36条 条例別表第1の36の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱による補聴器の購入費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第37条 条例別表第1の37の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市ひとり親家庭手当条例（平成18年名古屋市条例第16号）第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市ひとり親家庭手当条例第8条第1項の規定によるひとり親家庭手当の額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 名古屋市ひとり親家庭手当条例第15条の規定による未支払のひとり親家庭手当の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市ひとり親家庭手当条例第18条第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 名古屋市ひとり親家庭手当条例第19条の規定による書類の提出の命令に関する事務
- (6) 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年名古屋市規則第134号）第9条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (7) 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則第17条第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第38条 条例別表第1の38の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市寡夫福祉資金条例（令和4年名古屋市条例第16号）第3条第1項又は附則第2項の規定による寡夫福祉資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市寡夫福祉資金条例第4条の規定による償還の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第39条 条例別表第1の39の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市ひとり親家庭等就業支援講習会等事業事務取扱要領による就業支援講習会等事業の利用の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務とする。

第40条 条例別表第1の40の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第7条第1項（同条例第42条第5項において準用する場合を含む。第97条第1号において同じ。）若しくは第42条第4項の規定による入居の申込み若しくは申出の受理、その申込み若しくはその申出に係る事実についての審査又はその申込み若しくはその申出に対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市営住宅条例第10条第1項（同条例第43条において準用する場合を含む。第97条第2号において同じ。）の規定による同居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 名古屋市営住宅条例第11条第1項（同条例第43条において準用する場合を含む。第97条第3号において同じ。）の規定による入居の承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市営住宅条例第12条第1項及び第2項、第24条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項並びに第45条第1項及び第2項の規定による家賃の決定に関する事務

- (5) 名古屋市営住宅条例第13条（同条例第43条において読み替えて準用する場合を含む。第97条第5号において同じ。）及び第22条（同条例第43条において読み替えて準用する場合を含む。第97条第5号において同じ。）の規定による収入の申告若しくは認定又は認定の更正に関する事務
- (6) 名古屋市営住宅条例第14条（同条例第24条第3項、第43条及び第45条第4項において準用する場合を含む。第97条第6号において同じ。）の規定による家賃の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 名古屋市営住宅条例第15条第2項（同条例第43条において準用する場合を含む。第97条第7号において同じ。）の規定による家賃の納付に関する事務
- (8) 名古屋市営住宅条例第16条第2項（同条例第43条において準用する場合を含む。第97条第8号において同じ。）において準用する同条例第14条の規定による敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (9) 名古屋市営住宅条例第18条（同条例第43条において準用する場合を含む。第97条第9号において同じ。）並びに第19条第2項及び第3項（同条例第43条において準用する場合を含む。第97条第9号において同じ。）に規定する入居者が負担する費用の徴収に関する事務
- (10) 名古屋市営住宅条例第29条第1項（同条例第43条において読み替えて準用する場合を含む。第97条第10号において同じ。）の規定による収入状況の報告の請求等に関する事務
- (11) 名古屋市営住宅条例第34条第1項（同条例第43条において準用する場合を含む。第97条第11号において同じ。）の規定による明渡しの請求に関する事務
- (12) 名古屋市営住宅条例第44条第6項の規定による附帯施設の使用料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (13) 名古屋市営住宅条例第44条第7項の規定による附帯施設の使用の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する

応答に関する事務

- (14) 名古屋市営住宅条例第45条の3第2項の規定による駐車場の使用料の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第41条 条例別表第1の41の項に規定する規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号）第6条第1項の規定による入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 名古屋市定住促進住宅条例第9条第1項の規定による同居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 名古屋市定住促進住宅条例第9条の2第1項の規定による入居の承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 名古屋市定住促進住宅条例第11条第2項の規定による家賃の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 名古屋市定住促進住宅条例第20条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務

第42条 条例別表第1の46の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第102号）第4条第2項の規定による私立高等学校の授業料の補助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第43条 条例別表第1の47の項に規定する規則で定める事務は、住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない又は記録されていなかった者をいう。以下この条、第100条及び第101条において同じ。）の識別番号、氏名、性別、生年月日及び住所を用いた当該住登外者の管理及び特定に関する事務とする。

(条例別表第2に規定する規則で定める事務及び情報)

第44条 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務に係る納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条第1項の保険料に関する情報
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第1項の保険料に関する情報
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項の保険料に関する情報

第45条 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、避難行動要支援者に係る介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業の実施に関する情報とする。

第46条 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市敬老パス条例第4条第1項の規定による敬老パスの交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第

45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (6) 市民税（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第3条第1項第1号に掲げる市民税（個人の市民税に限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の規定による支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の規定による支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第14条第1項の規定による支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の規定による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定による支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規

定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

- (8) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第47条 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 生活保護実施関係情報
- (2) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 外国人生活保護実施関係情報

第48条 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 名古屋市ひとり暮らし高齢者緊急通報事業実施要綱によるあんしん電話事業の適用の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る市民税に関する情報
- (2) 名古屋市ひとり暮らし高齢者緊急通報事業実施要綱による現況調査に関する事務 特殊電話機の被貸与者に係る市民税に関する情報

第49条 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲

げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 名古屋市高齢者福祉電話貸与事業実施要綱による福祉電話の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る市民税に関する情報
- (2) 名古屋市高齢者福祉電話貸与事業実施要綱による現況調査に関する事務 高齢者福祉電話の被貸与者に係る市民税に関する情報

第50条 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 名古屋市外国人高齢者給付金支給要綱による外国人高齢者給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市民税に関する情報
 - ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報
 - エ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 外国人生活保護実施関係情報
- (2) 名古屋市外国人高齢者給付金支給要綱による現況届に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市民税に関する情報
 - ウ 老人福祉法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報
 - エ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 外国人生活保護実施関係情報

第51条 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市家族介護慰労金支給要綱による家族介護慰労金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とす

る。

(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

(2) 当該申請を行う者と同居する第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）に係る同法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に関する情報

第52条 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市在宅要介護高齢者等寝具貸与事業実施要綱による寝具の貸与の申込みに係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申込みを行う者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 市民税に関する情報

(2) 介護保険法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に関する情報

第53条 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める事務は、介護保険法第144条の規定による滞納処分に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該処分に係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第1号被保険者の配偶者に係る市民税に関する情報とする。

第54条 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める事務は、社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

(3) 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(4) 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

第55条 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成事業実施要綱による居住費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- (3) 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (4) 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

第56条 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - エ 当該申請を行う者に係る児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報
 - オ 当該申請を行う者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報
 - カ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と同居する民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（子及び父母に限る。次号及び第72条において同じ。）に係る市民税に関する情報
 - キ 当該申請を行う者に係る老人福祉法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報
 - ク 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。以下同じ。）の支給に関する情報

(2) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則第9条の規定による所得状況等の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者に係る児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報

イ 当該届出を行う者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報

ウ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と同居する民法第877条第1項に規定する扶養義務者に係る市民税に関する情報

エ 当該届出を行う者に係る老人福祉法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報

オ 当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

(3) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則第11条の2の規定による障害種別の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

イ 当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該届出を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第57条 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則第5条第1項の規定による福祉特別乗車券の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(4) 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

- (5) 名古屋市障害者医療費助成条例第4条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
- (6) 名古屋市敬老パス条例第4条第1項の敬老パスの交付に関する情報
- (7) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の交付に関する情報
- (8) 名古屋市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱によるタクシーの利用券の交付に関する情報

第58条 条例別表第2の15の項に規定する規則で定める事務は、重度障害者（児）給付金支給要綱による重度障害者（児）給付金の受給資格の確認に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、重度障害者（児）給付金の支給対象者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 国民年金給付関係情報
- (2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報
- (3) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の規定による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）
- (4) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則第3条第1項の規定による在宅重度障害者手当の支給に関する情報
- (5) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による障害児福祉手当又は経過的福祉手当の支給に関する情報
- (6) 外国人障害者給付金支給要綱による外国人障害者給付金の支給に関する情報

第59条 条例別表第2の16の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 名古屋市重度障害者特殊寝台貸与事業実施要綱による特殊寝台の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び

判定に関する情報

- イ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - エ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
 - オ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者の生計を維持する者に係る市民税に関する情報
 - カ 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に関する情報
 - キ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 名古屋市重度障害者特殊寝台貸与事業実施要綱による現況調査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 特殊寝台の被貸与者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 特殊寝台の被貸与者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 特殊寝台の被貸与者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - エ 特殊寝台の被貸与者に係る生活保護実施関係情報
 - オ 特殊寝台の被貸与者又は当該被貸与者の配偶者若しくは当該被貸与者の生計を維持する者に係る市民税に関する情報
 - カ 特殊寝台の被貸与者に係る介護保険法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に関する情報
 - キ 特殊寝台の被貸与者に係る外国人生活保護実施関係情報

第60条 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市身体障害者自動車改造補助金支給要綱による身体障害者自動車改造補助金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の

程度に関する情報

(2) 市民税に関する情報

第61条 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市重度身体障害者緊急通報事業実施要綱による緊急通報事業の適用の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 市民税に関する情報

(2) 名古屋市重度身体障害者緊急通報事業実施要綱による現況調査に関する事務 特殊電話機の被貸与者又は当該被貸与者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 市民税に関する情報

第62条 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市身体障害者自動車運転免許取得補助金支給要綱による身体障害者自動車運転免許取得補助金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報とする。

第63条 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市身体障害者福祉電話・福祉ファックス貸与事業実施要綱による福祉電話又は福祉ファックスの貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

(2) 名古屋市身体障害者福祉電話・福祉ファックス貸与事業実施要綱による現況調査に関する事務 次に掲げる情報

ア 福祉電話又は福祉ファックスの被貸与者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 福祉電話若しくは福祉ファックスの被貸与者又は当該被貸与者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

第64条 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 外国人障害者給付金支給要綱による外国人障害者給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

エ 生活保護実施関係情報

オ 市民税に関する情報

カ 国民年金給付関係情報

キ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 特別障害給付金関係情報

ケ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 外国人障害者給付金支給要綱による所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る市民税に関する情報

(3) 外国人障害者給付金支給要綱による現況届に係る事実についての審査に関する事務 当該現況届を行う者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害

の程度に関する情報

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者
保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

エ 生活保護実施関係情報

オ 国民年金給付関係情報

カ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 特別障害給付金関係情報

ク 外国人生活保護実施関係情報

(4) 外国人障害者給付金支給要綱による受給資格の変更又は喪失の届出に係
る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る次に掲げる
情報

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害
の程度に関する情報

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者
保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

エ 生活保護実施関係情報

オ 国民年金給付関係情報

カ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 特別障害給付金関係情報

ク 外国人生活保護実施関係情報

第65条 条例別表第2の22の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市重度
障害者タクシー料金助成事業実施要綱によるタクシーの利用券の交付の申請
に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、
当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の
程度に関する情報

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保

健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(4) 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

(5) 名古屋市敬老パス条例第4条第1項の規定による敬老パスの交付に関する情報

(6) 名古屋市障害者等福祉特別乗車券規則第5条第1項の規定による福祉特別乗車券の交付に関する情報

第66条 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市重度障害者移動入浴事業実施要綱による移動入浴サービスの利用の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

(2) 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(3) 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

(4) 当該申請を行う者に係る児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報

(5) 当該申請を行う者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報

(6) 当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る生活保護実施関係情報

(7) 当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市民税に関する情報

(8) 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に関する情報

(9) 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

(10) 当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る外国人生活保護実施関係情報

第67条 条例別表第2の24の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に

応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 名古屋市重度障害者寝具貸与事業実施要綱による寝具の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - エ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者の生計を維持する者に係る市民税に関する情報
- (2) 名古屋市重度障害者寝具貸与事業実施要綱による現況調査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 寝具の被貸与者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 寝具の被貸与者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 寝具の被貸与者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - エ 寝具の被貸与者又は当該被貸与者の配偶者若しくは当該被貸与者の生計を維持する者に係る市民税に関する情報

第68条 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市障害者住宅改造補助金支給要綱による障害者住宅改造補助金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
- (2) 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45

条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- (4) 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- (5) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (6) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- (7) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (8) 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に関する情報
- (9) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第69条 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市重度障害者（児）日常生活用具給付要綱による日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
- (2) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (4) 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- (5) 生活保護実施関係情報
- (6) 市民税に関する情報
- (7) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (8) 介護保険法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に関する情報
- (9) 外国人生活保護実施関係情報

第70条 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業実施要綱による非常用電源装置の購入費の補助の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 生活保護実施関係情報
- (3) 市民税に関する情報
- (4) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (5) 外国人生活保護実施関係情報

第71条 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る次に掲げる情報
 - ア 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報
 - イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報
 - ウ 老人福祉法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報
- (2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第5条（同令第13条及び第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る次に掲げる情報
 - ア 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に

関する情報

イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報

ウ 老人福祉法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

(3) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条第1項の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る次に掲げる情報

ア 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報

イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報

ウ 老人福祉法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

第72条 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による特別障害者手当又は障害児福祉手当の受給資格及び支給額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判

定に関する情報

- エ 当該申請を行う者に係る児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報
 - オ 当該申請を行う者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報
 - カ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と同居する民法第877条第1項に規定する扶養義務者に係る市民税に関する情報
 - キ 当該申請を行う者に係る国民年金給付関係情報
 - ク 当該申請を行う者に係る老人福祉法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報
 - ケ 当該申請を行う者に係る特別障害給付金関係情報
 - コ 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報
- (2) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による手当の受給者に係る所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と同居する民法第877条第1項に規定する扶養義務者に係る市民税に関する情報
- (3) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による手当の受給者の公的年金等の受給状況に係る現況届に係る事実についての審査に関する事務 当該現況届を行う者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報
 - イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報
 - ウ 国民年金給付関係情報
 - エ 老人福祉法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置に関する情報
 - オ 特別障害給付金関係情報
 - カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

(4) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による障害児福祉手当又は経過的福祉手当の受給者の身体の状態に係る現況届に係る事実についての審査に関する事務 当該現況届を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(5) 名古屋市障害児福祉手当等支給要綱による手当の種別の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と同居する民法第877条第1項に規定する扶養義務者に係る市民税に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る国民年金給付関係情報

カ 当該申請を行う者に係る特別障害給付金関係情報

第73条 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及び額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る情報

ア 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報

イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による

特別児童扶養手当の改定後の額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る情報

ア 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報

イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第4条（同令第12条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る情報

ア 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報

イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所措置に関する情報

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

第74条 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第7条の規定による加入者の掛金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該加入者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該加入者又は当該加入者と生計を一にしている心身障害者の配偶者、父母若しくは祖父母に係る市民税に関する情報
- (3) 当該加入者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (4) 当該加入者に係る外国人生活保護実施関係情報

第75条 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則における障害福祉サービスの支給決定等に関する取扱要綱による障害者介護給付費等利用者負担軽減加算の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

(2) 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則における障害福祉サービスの支給決定等に関する取扱要綱による障害者介護給付費等利用者負担軽減加算の支給決定内容の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

第76条 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市移動支援事業実施要綱による移動支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該申請を行う障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

オ 当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の規定による特例障害児通所給付費の支給に関する情報

- カ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - キ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
 - ク 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ケ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報（精神通院医療に係るものに限る。以下同じ。）
 - コ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 名古屋市移動支援事業実施要綱による移動支援給付費の支給量又は利用者負担上限月額の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該申請を行う障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の規定による特例障害児通所給付費の支給に関する情報
 - カ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

- キ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
 - ク 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ケ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報
 - コ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 第77条 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- (1) 名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱による地域活動支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該申請を行う障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の規定による特例障害児通所給付費の支給に関する情報
 - カ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る生活保護実施

関係情報

- キ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る市民税に関する情報
 - ク 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ケ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報
 - コ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱による地域活動支援給付費の支給量又は利用者負担上限月額の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該申請を行う障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の規定による特例障害児通所給付費の支給に関する情報
 - カ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る生活保護実施関係情報
 - キ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る市民税に関する情報

ク 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ケ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報

コ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る外国人生活保護実施関係情報

第78条 条例別表第2の35の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市重度障害者等就労支援事業実施要綱による就労支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する配偶者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する配偶者に係る市民税に関する情報

カ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する配偶者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報

ク 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する配偶者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 名古屋市重度障害者等就労支援事業実施要綱による就労支援給付費の支

給量又は利用者負担上限月額の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する配偶者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する配偶者に係る市民税に関する情報

カ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する配偶者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報

ク 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する配偶者に係る外国人生活保護実施関係情報

第79条 条例別表第2の36の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 同法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者に係る次に掲げる情報

ア 介護保険法第129条第1項の保険料に関する情報

イ 名古屋市営住宅条例第2条第1号に規定する市営住宅の管理に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第6条第2項に規定する

要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者に係る次に掲げる情報

ア 介護保険法第129条第1項の保険料に関する情報

イ 名古屋市営住宅条例第2条第1号に規定する市営住宅の管理に関する情報

(3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 同法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者に係る次に掲げる情報

ア 介護保険法第129条第1項の保険料に関する情報

イ 名古屋市営住宅条例第2条第1号に規定する市営住宅の管理に関する情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 同法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者に係る次に掲げる情報

ア 介護保険法第129条第1項の保険料に関する情報

イ 名古屋市営住宅条例第2条第1号に規定する市営住宅の管理に関する情報

(5) 昭和29年社発第382号通知により生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であって同法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者に準ずるものに係る次に掲げる情報

ア 介護保険法第129条第1項の保険料に関する情報

イ 名古屋市営住宅条例第2条第1号に規定する市営住宅の管理に関する情報

(6) 昭和29年社発第382号通知により生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 生活に困窮する外国人であって同法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者に準ずるものに係る次に掲げる情報

ア 介護保険法第 129 条第 1 項の保険料に関する情報

イ 名古屋市営住宅条例第 2 条第 1 号に規定する市営住宅の管理に関する情報

(7) 昭和29年社発第 382 号通知により生活保護法第25条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 生活に困窮する外国人であって同法第 6 条第 2 項に規定する要保護者又は同条第 1 項に規定する被保護者に準ずるものに係る次に掲げる情報

ア 介護保険法第 129 条第 1 項の保険料に関する情報

イ 名古屋市営住宅条例第 2 条第 1 号に規定する市営住宅の管理に関する情報

(8) 昭和29年社発第 382 号通知により生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 生活に困窮する外国人であって同法第 6 条第 2 項に規定する要保護者又は同条第 1 項に規定する被保護者に準ずるものに係る次に掲げる情報

ア 介護保険法第 129 条第 1 項の保険料に関する情報

イ 名古屋市営住宅条例第 2 条第 1 号に規定する市営住宅の管理に関する情報

第80条 条例別表第 2 の37の項に規定する規則で定める事務は、国民年金法による保険料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る被保険者、当該被保険者の配偶者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主に係る市民税に関する情報とする。

第81条 条例別表第 2 の38の項に規定する規則で定める事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第 102 号）による給付に係る申請、届出その他の行為に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同法第36条第 1 項に規定する年金生活者支援給付金受給者等に係る介護保険法第 129 条第 1 項の保険料に関する情報とする。

第82条 条例別表第 2 の39の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 国民健康保険法第57条の2第1項の規定による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - イ 名古屋市障害者医療費助成条例第4条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - エ 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の交付に関する情報
- (2) 国民健康保険法第57条の3第1項の規定による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - イ 名古屋市障害者医療費助成条例第4条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - エ 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の交付に関する情報
- (3) 国民健康保険法第76条の3第1項の規定による保険料の特別徴収に関する事務 当該特別徴収に係る被保険者である世帯主につき同法第76条の4において準用する介護保険法の規定により算定される支払回数割保険料額又はその見込額に関する情報
- (4) 国民健康保険法第79条の2の規定による滞納処分に関する事務 当該滞納処分の対象となる世帯主に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市民税に関する情報

ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 外国人生活保護実施関係情報

第83条 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第107条第1項の規定による保険料の特別徴収に関する事務 当該特別徴収に被保険者につき同法第110条において準用する介護保険法の規定により算定される支払回数割保険料額又はその見込額に関する情報

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第113条の規定による滞納処分に関する事務 当該滞納処分の対象となる被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 市民税に関する情報

ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 外国人生活保護実施関係情報

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第11条の規定による被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の規定による被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る被保険者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 外国人生活保護実施関係情報

第84条 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市障害者医療費助成条例第4条第1項の規定による医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

- イ 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - ウ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - カ 生活保護実施関係情報
 - キ 市民税に関する情報
 - ク 国民年金給付関係情報
 - ケ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - コ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報
 - サ 外国人生活保護実施関係情報
- (2) 名古屋市障害者医療費助成条例第5条の規定による医療費の助成に係る額の算定に関する事務 同条例第2条に規定する対象者に係る国民健康保険の被保険者若しくは世帯主、健康保険若しくは船員保険の被保険者、共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者に係る市民税に関する情報
- (3) 名古屋市障害者医療費助成条例第6条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る次に掲げる情報
- ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
 - イ 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - ウ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- (4) 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則第7条第1項の規定による医療証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(5) 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則第 8 条第 2 項の規定による医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第 1 項の支給認定に関する情報

第85条 条例別表第 2 の42の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第 4 条第 1 項の規定による医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者（名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第 2 条に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。）に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 当該申請に係る対象者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係るひとり親家庭の母等（名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定するひとり親家庭の母等をいう。以下エ、キ及び第87条第 1 号セにおいて同じ。）に係る市民税に関する情報

エ 当該申請に係るひとり親家庭の母等に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報

オ 当該申請に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請に係る対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

キ 当該申請に係るひとり親家庭の母等に係る名古屋市ひとり親家庭手当条例第 6 条第 1 項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報

(2) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第 5 条の規定による医療費の助成に係る額の算定に関する事務 対象者に係る国民健康保険の被保険者若しくは世帯主、健康保険若しくは船員保険の被保険者、共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者に係る市民税に関する情報

(3) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例第 6 条の規定による届出に係る

事実についての審査に関する事務 当該届出に係る対象者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(4) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則第10条第1項の規定による医療証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(5) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則第11条第2項の規定による医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

第86条 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る子どもに係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 生活保護実施関係情報

ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 名古屋市子ども医療費助成条例第6条の規定による医療費の助成に係る額の算定に関する事務 同条例第2条第1項に規定する対象者に係る国民健康保険の被保険者若しくは世帯主、健康保険若しくは船員保険の被保険者、共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者に係る市民税に関する情報

(3) 名古屋市子ども医療費助成条例第7条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る子どもに係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(4) 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則第8条第1項の規定による医療証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る子どもに係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(5) 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則第9条第2項の規定による医療

費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る子どもに係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

第87条 条例別表第2の44の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市福祉給付金支給要綱による受給資格の確認の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

カ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

キ 当該申請を行う者に係る市民税に関する情報

ク 当該申請を行う者に係る国民年金給付関係情報

ケ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報

コ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

サ 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付に関する情報

シ 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の支給認定に関する情報

ス 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

セ 当該申請に係るひとり親家庭の母等に係る名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報

(2) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金の支給に係る額の算定に関する事務 同要綱に規定する受給資格を有する者に係る国民健康保険の被保険者若しくは世帯主、健康保険若しくは船員保険の被保険者、共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者又は後期高齢者医療の被保険者に係る市民税に関する情報

(3) 名古屋市福祉給付金支給要綱による変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

ウ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

(4) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

(5) 名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金資格者証の交付を受けている者からの福祉給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

第88条 条例別表第2の45の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市産前・産後ヘルプ事業実施要綱による家庭生活支援員の派遣の申込みに係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申込みを行う者又は当該者の属する世帯の生計を主として維持する者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報

- (2) 市民税に関する情報
- (3) 中国残留邦人等給付支援実施関係情報
- (4) 外国人生活保護実施関係情報

第89条 条例別表第2の46の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項の規定による健康診査の実施に関する事務 当該健康診査の対象者に係る次に掲げる情報
 - ア 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報
 - イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設等への入所措置に関する情報
 - ウ 児童扶養手当法第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報
 - エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報
- (2) 母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケア事業の実施に関する事務 当該事業の実施に係る女子及び当該女子の配偶者に係る次に掲げる情報
 - ア 生活保護実施関係情報
 - イ 市民税に関する情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報
- (3) 母子保健法第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 母子保健法第20条の規定による措置に係る未熟児及び民法第877条の規定により当該未熟児を扶養している者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
 - イ 民法第877条の規定により母子保健法第20条の規定による措置に係る未熟児を扶養している者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格に関する

る情報

第90条 条例別表第2の47の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱による補聴器の購入費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 当該申請に係る児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 当該申請に係る児童と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報
- (4) 当該申請に係る児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (5) 当該申請に係る児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第91条 条例別表第2の48の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該調整又は要請に係る小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第6条第1項の小学校就学前子どもをいう。次条第1号において同じ。）（以下この条において「利用調整対象児」という。）又は利用調整対象児と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
- (2) 利用調整対象児又は利用調整対象児と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 利用調整対象児又は利用調整対象児と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (4) 利用調整対象児又は利用調整対象児と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

- (5) 利用調整対象児又は利用調整対象児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (6) 利用調整対象児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市民税に関する情報
- (7) 利用調整対象児の保護者に係る母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
- (8) 利用調整対象児又は利用調整対象児と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (9) 利用調整対象児又は利用調整対象児と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (10) 利用調整対象児の保護者に係る名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
- (11) 利用調整対象児の保護者に係る名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報

第92条 条例別表第2の49の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第16条（同法第30条の3の規定において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供等の求めに関する事務 同法第19条各号及び第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この条において「支給認定子ども」という。）の保護者に係る次に掲げる情報
 - ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による教育・保育給付認定に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報
 - ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報

- イ 名古屋市子ども医療費助成条例第 5 条第 1 項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第 6 条第 1 項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (3) 子ども・子育て支援法第20条第 4 項の規定による支給認定証の交付に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第 5 条第 1 項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第 6 条第 1 項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (4) 子ども・子育て支援法第22条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第 5 条第 1 項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第 6 条第 1 項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (5) 子ども・子育て支援法第23条第 1 項の規定による教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第 5 条第 1 項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第 6 条第 1 項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (6) 子ども・子育て支援法第23条第 4 項の規定による職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報

- イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (7) 子ども・子育て支援法第24条第1項の規定による教育・保育給付認定の取消しに関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (8) 子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による施設型給付費、同法第28条第1項の規定による特例施設型給付費、同法第29条第1項の規定による地域型保育給付費又は同法第30条第1項の規定による特例地域型保育給付費の支給に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する次に掲げる情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (9) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定による施設等利用給付認定に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する次に掲げる情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (10) 子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報

- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (11) 子ども・子育て支援法第30条の7の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する次に掲げる情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (12) 子ども・子育て支援法第30条の8第1項の規定による施設等利用給付認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (13) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の規定による職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報
- ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報
 - イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報
 - ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報
- (14) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定による施設等利用給付認定の取消しに関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情

報

ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報

イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報

ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報

(15) 子ども・子育て支援法第30条の11の規定による施設等利用費の支給に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報

ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報

イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報

ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報

(16) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届書に係る事実についての審査に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報

ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報

イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報

ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報

(17) 子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届書に係る事実についての審査に関する事務 支給認定子どもの保護者に係る次に掲げる情報

ア 母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報

イ 名古屋市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による医療証の交付に関する情報

ウ 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給に関する情報

第93条 条例別表第2の50の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲

げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市ひとり親家庭手当条例第6条第1項の規定によるひとり親家庭手当の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る児童又はその保護者に係る児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の規定による高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る児童に係る児童福祉法第56条第1項の規定による負担能力の認定又は同条第2項の規定による費用の徴収に関する情報（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に係る部分に限る。次号イ及び第3号イにおいて同じ。）

ウ 当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該者の民法第877条第1項に規定する扶養義務者で当該者と生計を同じくするものに係る市民税に関する情報

エ 当該申請に係る児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

(2) 名古屋市ひとり親家庭手当条例第8条第1項の規定によるひとり親家庭手当の額の改定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る児童又はその保護者に係る児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の規定による高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る児童に係る児童福祉法第56条第1項の規定による負担能力の認定又は同条第2項の規定による費用の徴収に関する情報

ウ 当該申請に係る児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支

給に関する情報

(3) 名古屋市ひとり親家庭手当条例第18条第2項の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る児童又はその保護者に係る児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の規定による高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

イ 当該届出に係る児童に係る児童福祉法第56条第1項の規定による負担能力の認定又は同条第2項の規定による費用の徴収に関する情報

ウ 当該届出を行う者、当該者の配偶者又は当該者の民法第877条第1項に規定する扶養義務者で当該者と生計を同じくするものに係る市民税に関する情報

エ 当該届出に係る児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報

(4) 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則第17条第2項の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者、当該者の配偶者又は当該者の民法第877条第1項に規定する扶養義務者で当該者と生計を同じくするものに係る市民税に関する情報

第94条 条例別表第2の51の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市寡夫福祉資金条例第3条第1項又は附則第2項の規定による寡夫福祉資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る市民税に関する情報とする。

第95条 条例別表第2の52の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項若しくは第4項又は第28条第2項若しくは第4項の規定による家賃の決定に関する事務 当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の規定による

就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金関係情報」という。）

イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者に関する情報

エ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。）

(2) 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(4) 公営住宅法第27条第5項の規定による事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者若しくは同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(5) 公営住宅法第27条第6項の規定による事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(6) 公営住宅法第32条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(7) 公営住宅法第34条の規定による収入状況の報告の請求等に関する事務 当該請求等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

- ア 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
- イ 市民税に関する情報
- ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- エ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(8) 公営住宅法第48条に規定する条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る次に掲げる情報

- ア 市民税に関する情報
- イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- ウ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

第96条 条例別表第2の53の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の規定による敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

- ア 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

(4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第34条の規定による収入状況の報告の請求等に関する事務 当該請求等に係る改良住宅

の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

イ 市民税に関する情報

ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

- (5) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条に規定する条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

ア 市民税に関する情報

イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

- (6) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（次号において「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の規定による家賃の決定に関する事務 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者に関する情報

エ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

- (7) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項（旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

第97条 条例別表第2の54の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に

応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 名古屋市営住宅条例第7条第1項又は第42条第4項の規定による入居の申込み又は申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申込み若しくは申出をした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報
 - ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (2) 名古屋市営住宅条例第10条第1項の規定による同居の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした市営住宅の入居者又はその同居者若しくは同項の規定により同居させようとする者に係る次に掲げる情報
 - ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (3) 名古屋市営住宅条例第11条第1項の規定による入居の承継の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
 - ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

- イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (4) 名古屋市営住宅条例第12条第1項及び第2項、第24条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項並びに第45条第1項及び第2項の規定による家賃の決定に関する事務 当該決定に係る市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ク 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者に関する情報
 - ケ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (5) 名古屋市営住宅条例第13条及び第22条の規定による収入の申告若しくは認定又は認定の更正に関する事務 当該申告等に係る市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者

- 保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ク 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (6) 名古屋市営住宅条例第14条の規定による家賃の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ク 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (7) 名古屋市営住宅条例第15条第2項の規定による家賃の納付に関する事務 当該納付に係る市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- ア 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - イ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (8) 名古屋市営住宅条例第16条第2項において準用する同条例第14条の規定による敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者

- 保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ク 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (9) 名古屋市営住宅条例第18条並びに第19条第2項及び第3項に規定する入居者が負担する費用の徴収に関する事務 当該徴収に係る市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- ア 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ウ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (10) 名古屋市営住宅条例第29条第1項の規定による収入状況の報告の請求等に関する事務 当該請求等に係る市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- ア 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - イ 市民税に関する情報
 - ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - エ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (11) 名古屋市営住宅条例第34条第1項の規定による明渡しに関する事務 当該請求に係る市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

- (12) 名古屋市営住宅条例第44条第6項の規定による附帯施設の使用料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした附帯施設の利用者又は当該使用者と同居している者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ク 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (13) 名古屋市営住宅条例第44条第7項の規定による附帯施設の使用の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
 - オ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
 - カ 市民税に関する情報
 - キ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
- (14) 名古屋市営住宅条例第45条の3第2項の規定による駐車場の使用料の減額の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした駐車場の利用者又は当該使用者と同居している者に係る次に掲げる情報
- ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
 - イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害

の程度に関する情報

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者
保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

オ 市民税に関する情報

第98条 条例別表第2の55の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 名古屋市定住促進住宅条例第6条第1項の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者
保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

オ 市民税に関する情報

(2) 名古屋市定住促進住宅条例第11条第2項の規定による家賃の減額の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした定住促進住宅の入居者又はその同居者に係る市民税に関する情報

(3) 名古屋市定住促進住宅条例第20条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る定住促進住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

イ 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者
保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

オ 市民税に関する情報

第99条 条例別表第2の56の項に規定する規則で定める事務は、名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則第4条第2項の規定による私立高等学校の授業料の補助の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該補助を受けようとする者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

第100条 条例別表第2の57の項に規定する規則で定める情報は、住登外者の氏名、性別、生年月日及び住所とする。

第101条 条例別表第2の58の項に規定する規則で定める事務は、住登外者の識別番号、氏名、性別、生年月日及び住所を用いた当該住登外者の管理及び特定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、住登外者の氏名、性別、生年月日及び住所とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。